

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	株式会社エイジア
【英訳名】	AZIA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 美濃 和男
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目20番9号
【電話番号】	03（6672）6788
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目20番9号
【電話番号】	03（6672）6788
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成29年6月29日に開催しました当社第22回定時株主総会における議決権行使結果について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ① 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。
- ③ その他、上記変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、美濃和男、中西康治、北村秀一、長山裕一の4名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、佐々木俊夫、上野周雄、藤本眞吾、川名愛美の4名を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額150百万円以内とするものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	10,505	70	0	95.15%	可決
第2号議案					
美濃 和男	10,510	71	0	95.19%	可決
中西 康治	10,511	70	0	95.20%	可決
北村 秀一	10,510	71	0	95.19%	可決
長山 裕一	10,508	73	0	95.17%	可決
第3号議案					
佐々木 俊夫	10,487	92	0	94.98%	可決
上野 周雄	10,480	99	0	94.92%	可決
藤本 眞吾	10,491	88	0	95.02%	可決
川名 愛美	10,480	99	0	94.92%	可決
第4号議案	10,367	214	0	93.90%	可決
第5号議案	10,391	190	0	94.11%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成であります。

第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成であります。

2. 賛成比率は、当該株主総会の前日までに行使された議決権及び当該株主総会当日に出席した株主の議決権の数の合計に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上